

長瀬町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託仕様書

本仕様書は、長瀬町(以下「町」という。)が発注する地域おこし協力隊の募集及び伴走支援業務を受託する者(以下「受託事業者」という。)の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

令和8年度地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託

2 業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の趣旨

町では、人口減少、少子高齢化が進展する社会においても、「いつまでも暮らしたいまち」、「いつまでも活力のあるまち」、「いつまでも輝き続けるまち」の実現を進めるため、外部人材の視点や活動を地域のにぎわい創出に活かす地域おこし協力隊員(以下「協力隊員」という。)を設置する。

本事業は、地域と融和しチャレンジする熱意ある人材で、移住定住の促進、地域ブランディング創出、SNS等を活用し本町の魅力を発信する人材の確保を目的として、協力隊員採用及び活動支援に向けた取り組みを強化するものである。

4 業務内容

(1) 協力隊員の募集、選定など

ア 協力隊員の募集要件や求める人物像、業務内容等を町と協議の上決定し、募集要項の作成を行うこと。なお、現時点における町が求める地域おこし協力隊の募集対象テーマは、移住定住・空き家対策分野、魅力発信分野、地域産業・特産品発掘分野(各分野1名ずつ、計3名)を予定している。

イ 協力隊員の募集記事を掲載するインターネットサイト等の選定を行い、媒体の特性を活かし、対象となる人材へアプローチすること。なお、掲載に伴う費用は受託事業者の負担とする。

ウ 2泊3日以上のおためし体験を設計し、応募者が現場理解を深められる機会を提供すること。おためし体験において、応募者に活動計画を作成してもらったワークを設計・実施する。(任意提案)

エ 地域おこし協力隊の書類選考及び採用面接時に確認すべき事項等を町と協議の上、作成すること。

オ 町が実施する協力隊員の選定に参画すること。

(2) 協力隊員の活動体制の構築

ア 活動計画の策定

協力隊員の効果的な地域活動に資するよう隊員の活動計画を策定すること。計画の策定に当たっては、町と協議の上、決定すること。

イ 持続可能な中間支援組織の設立に向けた支援

協力隊員が円滑に地域活動を行い、任期中及び任期終了後も地域との関係を継続しながら活動できるよう、町、地域団体、事業者、住民等と連携し、協力隊員を支援する持続可能な中間支援組織の設立に向けた支援を行うこと。

支援に当たっては、町と協議の上、地域内の関係者や既存団体等の状況を把握し、協力隊員の受入れ、活動支援、相談対応、地域との調整、任期終了後の定着支援等を担う中間支援組織の立ち上げ又は中間支援機能のあり方について検討すること。

また、必要に応じて、関係者へのヒアリング、意見交換、役割分担の整理、運営体制案の作成、設立に向けたロードマップの作成等を行うこと。

なお、中間支援組織の設立時期、組織形態、担い手及び運営方法については、地域の合意形成、関係者の参画状況、運営可能性等を踏まえ、町が判断するものとし、受託事業者はその実現に向けた助言、調整及び資料作成等の支援を行うものとする。

(3) 協力隊員の活動支援業務

ア 協力隊員の活動の進捗管理

(ア) 月1回以上協力隊員に面談又は訪問し、協力隊員の活動状況を把握すること。

(イ) 前項(ア)、についてとりまとめ、月1回町に報告すること。

(ウ) 町から求めがあった際は、必要な資料の提出及び業務状況の報告を行うこと。

イ 相談業務

(ア) 協力隊員及び町からの相談に対応する窓口を設置すること。

(イ) 相談対応は、原則電話、電子メール及びオンラインを可とすること。

(ウ) 相談対応が円滑に実施できる体制を確保することとし、運営についての詳細は町と協議のうえ決定すること。

(エ) 相談者、相談内容及びその対応方法、相談時間等を取りまとめ、月1回町に報告すること。

(オ) 地域おこし協力隊については、次年度以降の活動継続に繋がるよう、適時協力隊員の状況を確認し、町に報告すること。

※本業務において採用する協力隊員及び既に町で採用している協力隊員1名についても、伴走支援を行うものとする。

5 業務内容ごとの委託料の上限及び対象経費について

町から受託事業者を支払う委託料は業務の実績に応じて支払うものとし、業務内容ごとの委託料の上限は以下のとおりとする。なお、本業務遂行のために必要となる受託者の人件費、旅費及び印刷製本費その他一切の経費は、本業務の委託金内に含むものとし、事業実施の際に疑義が生じた場合は双方協議の上で決定する。

(1) 地域おこし協力隊の募集等に要する経費

【上限】 3,290,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) おためし地域おこし協力隊の実施に要する経費

【上限】 1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(3) 地域おこし協力隊の伴走支援に要する経費

【上限】 月額166,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※総額上限 996,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、実施月数は令和8年10月1日から令和9年3月31日までの最大6か月を想定とするが、協力隊員の採用状況、着任時期、募集業務及びおためし地域おこし協力隊の実施状況等により変動するものとし、委託料は実際に履行した業務内容及び実施月数に応じて支払うものとする。

6 成果物

(1) 報告書等

ア 報告書

イ その他町が指定するもの(打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント等)

(2) 納品方法

ア 紙媒体(カラー版) 1部郵送又は持参

イ 電子媒体(ファイル形式：PDF及びワード又はパワーポイント)メール

ウ 写真(ファイル形式：町と協議の上決定)メール又はDVD-R

(3) 納期

令和9年3月31日(水)まで

(4) 事業成果の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利(以下「著作権等」という。)は町に帰属するものとし、町はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等(当該著作物等を改変したものを含む。)の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、町は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

7 納品先

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀨町大字本野上1035番地1

長瀨町企画財政課企画担当：本間・村田・宮崎

電話：0494 - 66 - 3111 FAX：0494 - 69 - 0894

電子メール：kikaku@town.nagatoro.saitama.jp

8 留意事項

(1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

また、委託業務において個人情報を取り扱う場合には、契約時に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に長瀬町の承諾を得ること。

(3) 会計検査への協力等

委託業務は、契約期間終了後も含めて、長瀬町監査委員及び会計検査院の検査の対象となる。検査となった場合は、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

9 その他

(1) 受託事業者は、町と十分に協議を行いながら全体の業務を進めること。

(2) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定すること。

(3) 本仕様内容の遂行に必要な人員、機材等については、受託事業者が手配すること。